

(対象)全学生

※一部学部生のみのものもあります

- 【日本学生支援機構奨学金】
- ・緊急採用（貸与型第一種）
 - ・応急採用（貸与型第二種）
 - ・家計急変採用（給付型）
- 募集のお知らせ

No.	災害の種類	災害救助法適用日	災害救助法適用地域	緊急採用 (貸与・第一種奨学金)		応急採用 (貸与・第二種奨学金)		家計急変採用 (給付奨学金) ※学部生のみです
				貸与開始月	貸与終了月	貸与開始月	貸与終了月	
1	大雪	令和8年1月29日	【青森県】 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町	令和8年1月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	スカラネット入力日の 属する月から ※原則、採用月から3ヶ月 毎に継続可否および受給 区分の審査を受けます
2	地震	令和7年12月8日	【青森県】 八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南郷町、三戸郡階上町 【岩手県】 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町	令和7年12月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
3	大規模火災	令和7年11月18日	【大分県】 大分市	令和7年11月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
4	台風	令和7年10月8日	【東京都】 島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょハ丈町、島しょ青ヶ島村	令和7年10月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
5	大雨	令和7年9月12日	【三重県】 四日市市	令和7年9月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
6	台風	令和7年8月21日	【鹿児島県】 南さつま市	令和7年8月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
7	大雨	令和7年8月20日	【秋田県】 仙北市	令和7年8月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
8	大雨	令和7年8月7日 令和7年8月10日	【石川県】 金沢市(法適用日:令和7年8月7日) 【鹿児島県】 薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市(法適用日:令和7年8月7日) 【山口市】 宇部市(法適用日:令和7年8月10日) 【熊本県】 熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長州町、上益城郡甲佐町、八代郡水川町(法適用日:令和7年8月10日)	令和7年8月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
9	地震	令和7年7月30日	【北海道】 【青森県】 【岩手県】 【宮城県】 【福島県】 【静岡県】 【三重県】 ⇒ 地域の詳細は日本学生支援機構のHPまたは右記2次元バーコードから確認 ⇒⇒ 	令和7年7月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
10	台風	令和7年7月27日	【沖縄県】 島尻郡南大東村、北大東村	令和7年7月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
11	地震	令和7年7月3日	【鹿児島県】 鹿児島郡十島村	令和7年7月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和7年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
12	山林火災	令和7年3月23日	【愛媛県】 今治市、西条市	令和7年3月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和6年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
13	大規模火災	令和7年2月26日	【岩手県】 大船渡市	令和7年2月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和6年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
14	大雪	令和7年2月20日	【新潟県】 南魚沼市	令和7年2月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和6年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	
15	大雪	令和7年2月7日 令和7年2月9日 令和7年2月10日	【福島県】 会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町(法適用日:令和7年2月7日) 岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町(法適用日:令和7年2月9日) 郡山市(法適用日:令和7年2月10日) 【新潟県】 長岡市、東蒲原郡阿賀町(法適用日:令和7年2月7日) 十日町市、魚沼市(法適用日:令和7年2月9日) 上越市、中魚沼郡津南町(法適用日:令和7年2月10日)	令和7年2月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	令和6年4月以降で申込者が希望する月	修業年限終了まで	

【適用地域のホームページ】 <https://www.iasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiiki/genzai.html>

学生の皆さんへ【申請上の注意】

上記の災害被害に遭った世帯の学生に対する、緊急採用・応急採用・家計急変採用の案内です。奨学金の貸与・受給を希望する場合は、下記**申出期限内**に申し出でください(可能な限り早急に余裕をもって)。申込みをするには、まず、面談を受ける必要があります(申込要件を満たしているかどうか確認)。面談を受け、申請対象である旨の確認ができた後、申請書類の準備に移ります。

●上記奨学金の申出期限●

貸与型: 災害救助法適用日から**12ヶ月以内**(適用日が進学前の場合は進学後3か月以内)給付型: 災害救助法適用日から**3ヶ月以内**(適用日が進学前の場合は進学後3か月以内)

※やむを得ない事由があり、この期間を過ぎてしまった場合はご相談ください

※上記の災害以外でも、**家計の急変(家計支持者の失職や病気・事故、火災や風水害又は震災等により被害を受けた場合等)**で奨学金を緊急に必要とする場合は、緊急・応急採用奨学金を申請することができますので、奨学金窓口にお問い合わせください。

【奨学金窓口】

対象学生	担当部署	連絡先
学部生	(郡元キャンパス) 共通教育棟1号館1階 学生生活課経済支援係	syogaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp
大学院生	所属研究科の学生担当係	所属研究科の学生担当係